

ゾーンアクセスファイルの公開に関する答申（案）

2011/11/10

諮問内容

ゾーンアクセスファイルを公開することが許されるか。

答申

規約改正後、改めてゾーンアクセスファイルの公開に対する同意を得ない限り、ゾーンアクセスファイルを公開することは望ましくない。なお、改めて同意を得た上、ゾーンアクセスファイルの公開を行う必要があるかについては、現状においてそれほどの必要性があるとは考えにくい。

問題の所在

- (1) ゾーンアクセスファイルは、登録されている全ドメイン名を一覧表にて確認することができるファイルであり、商標等保護のためのサイバースクワッティング対策のために、現在登録されているドメイン名を確認したいとのニーズが存在する。
- (2) 新 gTLD プログラムでは、ゾーンアクセスファイルの提供が決定されている。
- (3) 一方、.jp ドメインに関しては、過去ドメイン名割当報告が公開されていた際、WHOIS 検索との併用により、各個別のドメインネームに関する登録担当者等のメールアドレスを容易に入手され、いわゆるスパムメール等が増大したことから、現在、ゾーンアクセスファイルの公開がされていない。
- (4) そこで、現行の法令・規約に基づいて、ゾーンアクセスファイルの公開が認められるかを検討する必要がある。

検討

1. 個人情報保護法等他法令に関する検討

ゾーンアクセスファイルそのものが個人情報に該当するとすれば、第三者への提供は、当該個人の同意を得なければ行うことはできない。

そこで、ゾーンアクセスファイルそのものが個人情報に該当するか否かであるが、ゾーンアクセスファイルそのものにより、特定の個人は識別できない。ただし、ゾーンアクセスファイルに列挙されたドメインネームを WHOIS 検索することにより、登録担当者、技術連絡担当者等の氏名が判明するため、他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものと考えられなくもない。ただし、ゾーンアクセスファイルの個人情報該当性については、以下の点が疑問であり、個人情報に該当するとは考えにくい。

- (1) 登録担当者等の個人情報が判明するのは、ドメインネーム及び WHOIS 検索を通してのものである。したがって、個人が判明するか否かは、ゾーンアクセスファイルの特性ではなく、ドメインネーム及び WHOIS 検索そのものの特性である。

(2) ドメインネームについては、WHOIS 検索により、個人が判明するとしても、判明する個人は複数であるため、「特定の個人」が識別可能とは言えない。

個人情報に該当しない場合には、ゾーンアクセスファイルの第三者への提供は、個人情報保護法との関係では問題とならない。ただし、ドメインネームの登録者が登録の際に、網羅的にメールアドレス等を照会することが可能なゾーンアクセスファイルの公開に同意していたか否かという解釈の問題となる。

なお、仮に、個人情報と解するとしても、第三者への提供について、当該個人からの同意があれば許されることとなる。この点、JP ドメインに関し、ドメイン名登録サービス約款中に、Whois での登録情報の公開・開示が組み込まれており、Whois において個人情報が開示されることについては同意ありと考えられる。したがって、この場合も、このような同意が、ゾーンアクセスファイルが公開されることを含めて同意していたか、という解釈の問題となる。

## 2. ゾーンアクセスファイルの公開に対する同意の有無

規約中に、ゾーンアクセスファイルを公開する旨の明示的な記載はなく、また、現在ゾーンアクセスファイルが公開されていない。また、前述のゾーンアクセスファイルの公開に伴う弊害に考慮すれば、ドメイン名の登録者が WHOIS での公開に同意していることをもって、そのリストとしてのゾーンアクセスファイルの公開にまで同意をしていたと合理的に解釈することはできない。寧ろ、上記弊害に鑑み、ゾーンアクセスファイルの公開がなされていなかったことを前提として、現在のドメイン名登録者は、ドメイン名を登録したことに鑑みれば、ゾーンアクセスファイルは公開されないことを前提としてドメイン名登録を行なったと合理的に解釈できる。

したがって、現状において、ゾーンアクセスファイルの公開を行うことは、ドメイン名登録時におけるかかる前提に違反するものとして許されない。

なお、登録規約については、改正権が留保されており、かつ、その改正の効果が遡及される旨規定があるが、規約を改正して、ゾーンアクセスファイルの公開をする旨の条項を入れたとしても、そのような改正は、当事者の合理的な予測の範囲を超えるものとして、遡及的に有効とすることはできない。

したがって、現行において、ゾーンアクセスファイルを公開することは許されないと解すべきである。

## 3. 規約改正後改めて同意を得る方法による対応の必要性

なお、規約を改正の上、ドメイン名登録の更新の際、改めて同意を得る方法も検討しうる。しかし、現在のところ、JP ドメインにおいて、商標権者がサイバースクワッティングに対する警戒を必要としているような具体的事情も見当たらない。寧ろ、公開による弊害を考えるのであれば、現在のところ、そこまでして開示を要とする必要性はないものとする。

以上